

令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(秋田県の状況)

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した「令和2年度における対応状況等の調査結果」のうち、秋田県の集計結果は次のとおりです。

<調査の概要>

調査方法：養介護施設従事者等による高齢者虐待及び養護者による高齢者虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象：65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

利用上の注意：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

<調査結果の推移>

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報件数	7	8	11	12
	虐待の事実が認められた件数	0	4	5	7
2 養護者による高齢者虐待	相談・通報件数	204	230	202	168
	虐待の事実が認められた件数	100	106	103	65
合計	相談・通報件数	211	238	213	180
	虐待の事実が認められた件数	100	110	108	72

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

<p>「養介護施設従事者等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 <p>「養介護施設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設を含む)、有料老人ホーム ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター <p>「養介護事業」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業 ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業
--

(1) 相談・通報対応件数

県内全25市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は12件であった。令和元年度は11件であり、1件増加した。

(表1) 相談・通報件数

	令和元年度	令和2年度	増減
件数	11	12	1

※ 本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員又は元職員」「施設・事業所の管理者」「その他・不明」が23.1%、「本人による届け出」「家族・親族」「介護支援専門員」「県から連絡」がそれぞれ7.7%であった。

(表2) 相談・通報者（複数回答）

	本人による届け出	家族・親族	当該施設職員又は元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者	介護支援専門員	県から連絡	警察	その他・不明	合計
人数	1	1	3	3	0	1	1	0	3	13
構成比(%)	7.7	7.7	23.1	23.1	0	7.7	7.7	0	23.1	100.0

※ 相談・通報者には重複があるため、合計人数は相談・通報件数12件と一致しない

※ 本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

(3) 事実確認の状況

事実確認調査を行った結果、虐待の「事実が認められた事例」は7件であった。

(表3) 事実確認調査の状況

	件数	構成比(%)
事実確認調査を行った事例	11	(91.7)
事実が認められた	7	[58.3]
事実が認められなかった	4	[33.3]
判断に至らなかった	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	1	(8.3)
虐待ではなく調査不要と判断した	0	[0.0]
調査を予定している又は検討中の事例	1	[8.3]
都道府県へ調査を依頼	0	[0.0]
その他	0	[0.0]
合計	12	100.0

(4) 虐待と判断された事例

令和2年度中に「市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例」は5件であり、秋田県公式サイトにおいて、状況を公表した。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/58792>

※ 7件中2件については報告が令和3年度以降のため、令和4年6月までに公表予定。

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

(1) 相談・通報対応件数

県内全 25 市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 168 件であった。令和元年度は 202 件であり、34 件減少した。

(表 4) 相談・通報件数

	令和元年度	令和 2 年度	増 減
件 数	202	168	-34

※ 本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員」からの相談・通報が 26.6%と最も多く、次いで「警察」が 25.4%であった。

(表 5) 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	市町村職員	警察	その他・不明	合 計
人 数	47	13	11	2	3	10	18	4	14	45	10	177
構成比(%)	26.6	7.3	6.2	1.1	1.7	5.6	10.2	2.3	7.9	25.4	5.6	100.0

※ 本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

※ 相談・通報者には重複があるため、合計は相談・通報件数 168 件と一致しない

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」が 97.1%、「事実確認調査を行っていない事例」が 2.9%であった。事実確認調査を行った事例のうち、「訪問調査を行った事例」が 71.2%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 21.2%であった。事実確認調査を行っていない事例の内訳は、「明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2.4%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 0.6%であった。

(表 6) 事実確認の実施状況

	件数	構成比(%)
事実確認調査を行った事例	165	97.1
立入調査以外の方法により調査を行った事例	157	(92.4)
訪問調査を行った事例	121	[71.2]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	36	[21.2]
立入調査により調査を行った事例	8	(4.7)
警察が同行した事例	1	[0.6]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	7	[4.1]
事実確認調査を行っていない事例	5	2.9
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	4	(2.4)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	1	(0.6)
合 計	170	100.0

※ 本対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例 2 件を含む

(4) 事実確認調査の結果

事実確認調査を行った結果、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」は65件であった。令和元年度は103件であり、38件減少した。

(表7) 事実確認調査の結果

	件数	構成比(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	65	39.4
虐待ではないと判断した事例	72	43.6
虐待の判断に至らなかった事例	28	17.0
合計	165	100.0

(5) 虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が62.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.9%であった。

なお、1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合、もしくは1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別があるため、虐待判断事例65件に対し、被虐待高齢者の累計は66人であった。

(表8) 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	41	11	25	1	15
構成比(%)	62.1	16.7	37.9	1.5	22.7

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、被虐待高齢者総数66人とは一致しない

※ 構成比は、被虐待高齢者総数66人に対する割合であるため、100%にならない

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

イ 虐待の深刻度

生命・身体・生活に関する影響を、比較的軽度と考えられるものを1、重大な危険を伴うものを5とした5段階評価を行った場合、「3 生命・身体・生活に著しい影響」が37.9%と最も多かった。なお、最も重い「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」は3.0%であった。

(表9) 虐待の深刻度

	人数	構成比(%)
5 生命・身体・生活に関する重大な危険	2	3.0
4	3	4.5
3 生命・身体・生活に著しい影響	25	37.9
2	12	18.2
1 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	24	36.4
合計	66	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では「女性」が83.3%、「男性」が16.7%と、「女性」が虐待を受ける割合が全体の8割以上となっていた。年齢階層別では「75～79歳」が22.7%と最も多かった。

(表10) 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	11	55	0	66
構成比(%)	16.7	83.3	0.0	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

(表11) 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	10	8	15	12	12	9	0	66
構成比(%)	15.2	12.1	22.7	18.2	18.2	13.6	0.0	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

イ 介護保険の申請状況

介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が69.7%と、全体の7割弱が要支援・要介護認定者であった。

(表12) 被虐待高齢者の介護保険の申請状況

	人数	構成比(%)
未申請	18	27.3
申請中	2	3.0
認定済み	46	69.7
認定非該当(自立)	0	0.0
不明	0	0.0
合計	66	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ウ 要介護状態区分

要支援・要介護認定者46人における要介護状態区分は、「要介護3」が28.3%と最も多く、次いで「要介護1」が26.1%、「要介護2」が15.2%であった。

(表13) 要支援・要介護認定者の要介護度

	人数	構成比(%)
要支援1	1	2.2
要支援2	4	8.7
要介護1	12	26.1
要介護2	7	15.2
要介護3	13	28.3
要介護4	3	6.5
要介護5	6	13.0
不明	0	0.0
合計	46	100.0
(再掲)要介護3以上	(22)	(47.8)

エ 認知症日常生活自立度

要支援・要介護認定者における「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」は78.3%（被虐待高齢者66人の54.5%）であった。

また、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上」は71.7%であった。

（表14）要支援・要介護認定者のうち認知症日常生活自立度

	人数	構成比(%)
自立又は認知症なし	1	2.2
自立度Ⅰ	8	17.4
自立度Ⅱ	20	43.5
自立度Ⅲ	9	19.6
自立度Ⅳ	5	10.9
自立度M	2	4.3
認知症はあるが自立度不明	0	0.0
認知症の有無が不明	1	2.2
合計	46	100.0
（再掲）自立度Ⅱ以上	(36)	(78.3)

※ 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある

（表15）要支援・要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成比(%)
自立	2	4.3
日常生活自立度（寝たきり度） J	10	21.7
〃 A	21	45.7
〃 B	9	19.6
〃 C	3	6.5
不明	1	2.2
合計	46	100.0
（再掲）日常生活自立度（寝たきり度）A以上	33	71.7

オ 介護保険サービスの利用状況

要支援・要介護認定者における介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」が65.2%と最も多かった。一方、「過去も含め受けていない」は28.3%であった。

（表16）介護保険サービスの利用状況

	人数	構成比(%)
介護サービスを受けている	30	65.2
過去に受けていたが判断時点では受けていない	3	6.5
過去も含め受けていない	13	28.3
不明	0	0.0
合計	46	100.0

カ 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が50.0%と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が33.3%と、83.3%が虐待者との同居であった。

(表17) 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	33	22	11	0	0	66
構成比(%)	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0	100.0

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

キ 家族形態

「未婚の子と同居」が31.8%と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」、「子夫婦と同居」が16.7%であった。

(表18) 家族形態

	単独世帯	夫婦のみの世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他の親族と同居	非親族と同居	その他	不明	合計
人数	9	11	21	8	11	5	0	1	0	66
構成比(%)	13.6	16.7	31.8	12.1	16.7	7.6	0.0	1.5	0.0	100.0

※ 『未婚の子』は配偶者がいたことのない子を指す

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

ク 虐待者との関係

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が34.3%と最も多く、次いで「夫」が23.9%、「娘」が20.9%であった。

(表19) 虐待者との関係（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他・不明	合計
人数	16	4	23	14	1	2	2	2	3	67
構成比(%)	23.9	6.0	34.3	20.9	1.5	3.0	3.0	3.0	4.5	100.0

※ 1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、合計人数は虐待判断事例数と一致しない

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延人数について集計

ケ 虐待者の年齢

「70歳以上」が32.8%と最も多く、次いで「60～69歳以上」が22.3%であった。

(表20) 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	合計
人数	7	8	14	15	22	1	67
構成比(%)	10.4	11.9	20.9	22.3	32.8	1.5	100.0

※ 1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、合計人数は虐待判断事例数と一致しない

※ 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延人数について集計

(8) 虐待への対応策

ア 分離の有無

「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が31.3%と、全体の約1/3の事例で虐待者との分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は43.8%であった。

(表2-1) 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成比(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	25	31.3
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	35	43.8
調査基準日において対応を検討・調整中の事例	1	1.3
虐待判断時点で既に分離状態の事例	13	16.3
その他	6	7.5
合計	80	100.0

※ 本調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待者について集計
(令和元年度以前に虐待と判断された事例を含む)

イ 分離を行った事例の対応

被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例25件における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が40.0%と最も多く、次いで「住まい・施設等の利用」が28.0%であった。

(表2-2) 分離を行った事例の対応内訳

	人数	構成比(%)	うち面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	10	40.0	3
老人福祉法に基づくやむをえない事由等による措置	4	16.0	4
緊急一時保護	3	12.0	2
医療機関への一時入院	1	4.0	1
上記以外の住まい・施設等の利用	7	28.0	1
虐待者を高齢者から分離(転居等)	0	0.0	0
その他	0	0.0	0
合計	25	100.0	11

ウ 分離していない事例の対応

被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例 35 件における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 65.7%と最も多く、次いで「その他」が 28.6%、「利用している介護保険サービスのケアプランを見直し」が 25.7%であった。

(表 2 3) 分離していない事例の対応内訳 (複数回答)

		人 数	構成比 (%)
経過観察(見守り)		3	8.6
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	23	65.7
	養護者が介護負担を軽減するための事業に参加	0	0.0
	被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	6	17.1
	利用している介護保険サービスのケアプランを見直し	9	25.7
	被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	2	5.7
	その他	10	28.6
合 計		53	

※ 構成比は分離を行っていない事例 35 人に対する割合

エ 権利擁護に関する対応状況

「成年後見制度利用開始済」が 4 件、「日常生活自立支援事業利用開始」が 1 件であった。

(表 2 4) 成年後見制度の利用状況

		人 数
成年後見制度利用開始済		4
成年後見制度利用手続き中		2
(内数)	市町村長申立有り	6
	市町村長申立無し	0

(表 2 5) 日常生活自立支援事業利用状況

	人 数
日常生活自立支援事業利用開始	1

3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

項目ごとの実施率では、「日常生活に支障があっても必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図る取組や相談等」が 88.0%、「住民、民生委員、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組」が 84.0%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」、「虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言」が 80.0%となった一方で、「終了した虐待次案の事後検証について」が 20.0%、「保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」が 24.0%に止まっている結果となった。

	実施済 市町村数	割合 (%)
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(令和2年度中)	20	80.0
地域包括支援センター等高齢者虐待防止関係者に対する研修	13	52.0
高齢者虐待に関する講演会や市町村広報誌等による住民への啓発	13	52.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	15	60.0
介護保険施設に法について周知	12	48.0
独自の高齢者対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	16	64.0
住民、民生委員、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	21	84.0
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	10	40.0
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	7	28.0
成年後見制度の市町村長申立を円滑に行うための体制強化	19	76.0
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	9	36.0
警察署長への援助要請等に関する警察担当者との協議	14	56.0
老人福祉法に規定する措置を採るために必要な居室確保に係る関係機関との調整	17	68.0
生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	19	76.0
保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	6	24.0
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	20	80.0
日常生活に支障があっても必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図る取組や相談等	22	88.0
終了した虐待事案の事後検証について	5	20.0

※ 割合は、県内 25 市町村に対する割合